

平成25年2月13日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

避難指示等対象地域以外の東日本大震災による被災地域における
被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）以外の東日本大震災による被災地域における被保険者（東日本大震災発生後、他市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ転出した被保険者を含む。以下「被災被保険者」という。）の平成24年10月1日以降の一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成24年7月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、平成25年4月1日以降の取扱いについては、下記のとおりとしますので、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 (1) 避難指示等対象地域（※）以外の被災地域において、平成25年4月1日から同年12月31日までの間も平成24年10月1日以降引き続き、一部負担金の免除並びに保険料（税）の減免を行った場合には、平成25年度の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「国保調整交付金算定省令」という。）第6条第1号及び第4号並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「後期高齢者医療調整交付金算定省令」という。）第6条第1号及び第3号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、平成25年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。
- (2) (1)による財政支援の対象となる保険者が、引き続き、平成26年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び平成26年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8を、平成26年度の国保調整交付金算定省令第6条第12号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による調整交付金の交付対象とする予定であること。

(3) (1)による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示等対象地域(※)以外の被災地域において、平成24年10月1日以降も引き続き、一部負担金の免除及び保険料(税)の減免を行った場合であって、国保調整交付金算定省令第6条第1号及び第4号並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定に基づき、平成24年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、平成24年度についてはこれら各号に該当することとなる保険者が、引き続き、平成25年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び平成25年1月1日から同年4月1日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8が平成25年度の国保調整交付金算定省令第6条第12号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による調整交付金の交付対象となること。

2(1) 1の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置は、国保調整交付金算定省令第6条第4号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第3号に係る交付基準に従い行うこととなるが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付け保発0502第3号)と同様の基準とする予定であること。

なお、関係通知については、追って通知する予定であること。

(2) 1の財政支援の対象となる保険料(税)の減免措置は、国保調整交付金算定省令第6条第1号及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号に係る交付基準に従い、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが要件となること。

なお、「災害による国民健康保険料(税)の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」(昭和42年6月30日付け保発第24号)及び「後期高齢者医療の特別調整交付金の算定基準について」(平成20年8月11日付け保発第0811001号)については、東日本大震災での対応を踏まえ、改正に向けた検討をしており、改正後の具体的な基準及び関係通知については、追って通知する予定であること。

3 避難指示等対象地域(※)以外の被災地域の被災被保険者に対して、保険者の判断で平成25年4月1日以降も一部負担金の免除及び保険料(税)の減免を行う場合には、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。

(※) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)(解除・再編された地域を含む。)